

## 吉野町家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、家庭内で発生する生ごみを自ら処分するため、家庭用生ごみ処理機又は生ごみ堆肥化容器（以下「処理機器等」という。）を購入した者に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、一般廃棄物の減量を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、処理機器等を購入した者（事業者を除く。）で、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 町内に住所を有している者
- (2) 購入した処理機により家庭内で発生した生ごみを処理し、適正に維持管理できる者
- (3) 堆肥化容器により堆肥化された生ごみを自ら適正に利用することができる者
- (4) 同一世帯内で町税等を滞納していない者

### (補助対象の処理機器等)

第3条 補助の対象となる処理機器等は悪臭、害虫等の発生を防止する構造及び材質を有する次に掲げる物とする。

- (1) 新規に購入されたものであり、中古品又は新古品でないこと。
- (2) 生ごみ処理機（電気式又は手動式）1世帯につき1台を限度とする。
- (3) 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、ボカシ容器等）1世帯につき2個を限度とする。

### (補助金)

第4条 前条第1号に規定する処理機に対する補助金の額は、当該処理機の購入価格（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てた額。）とし、30,000円を限度とする。

2 前条第2号に規定する堆肥化容器に対する補助金の額は、当該堆肥化容器の購入価格（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てた額。）とし、5,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 この要綱により補助金の交付を受けた者は、交付の日から5年を経過しなければこの要綱による再度の申請はできないものとする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

### (補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し補助金の交付を決定したときは、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金

交付請求書（様式 3 号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の返還命令）

第 8 条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付金の交付を受けた者がいるときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 1 日施行）は廃止する。